

7. 直接的な知財収入と支出

昨年度の直接的な知財収入は約14億円。出願費用等の直接的支出は約2.5億円。
収入は特定案件によって大きく変動するところ、昨年度は高額案件のために収入も突出。

収入について

教職員の研究成果から生まれる知的財産権を民間企業等へ実施許諾することによって、大学はライセンス収入を得ます。これは実施許諾先である民間企業等の事業活動に対する、大学の貢献への対価ともいえます。昨年度、本学が得た直接的な知的財産関連収入は約14億円でした^{※9}。

一昨年度以前と比較して昨年度の収入額が突出した背景には、特定の案件において高額な契約一時金やマイルストーン収入が得られたことが挙げられます。知的財産権の実施許諾等から得られる収入は、実施許諾先となる企業等の事業化の進展や事業実績に依存するため、その総額は年毎に大きく変動し得ます。たとえば、2020年度の収入総額は4億円まで落ち込みましたが、この落ち込みも特定企業の決算期の変更などに伴うものでした。

本学における知財収入に関して知的財産権の種別内訳をみると、昨年度、特許権に基づく収入が全体の7割を占めており、本学における知的財産関連収入は、その多くを特許権に依存し

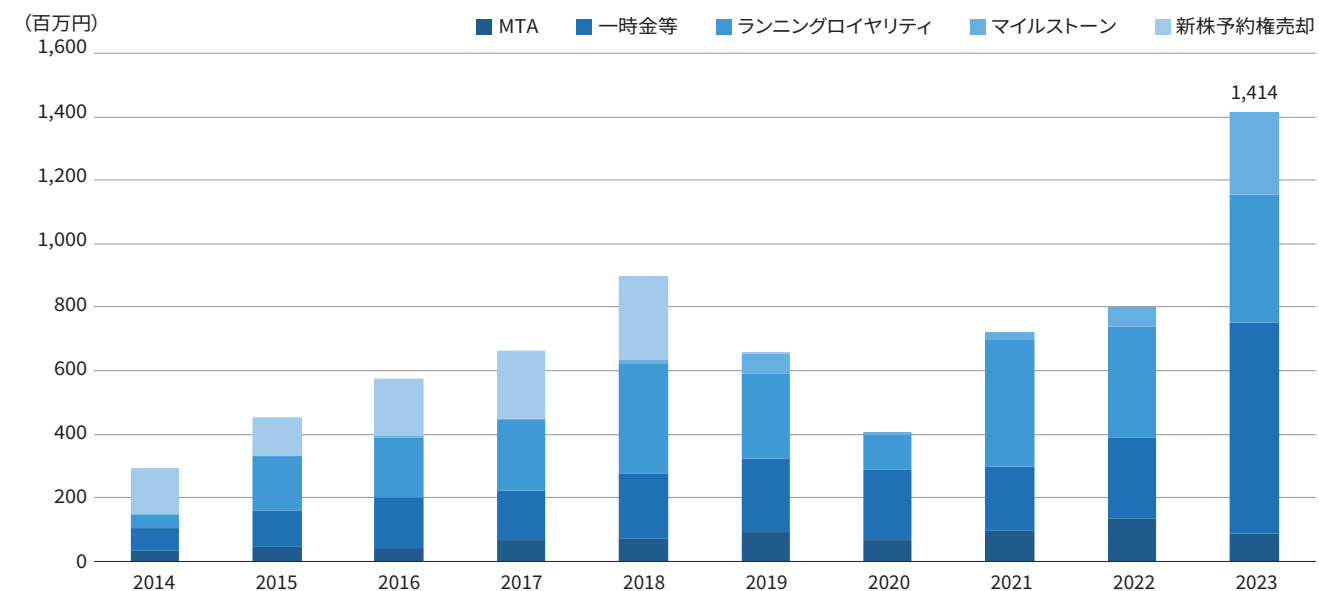
ていることがわかります。一方で、昨年度の実績ではノウハウも全体の2割を占めました。これは特定案件の影響を受けたものであり、通常は収入全体の数％程度にすぎないノウハウによる収入が、昨年度については大きく貢献したことがわかります。

特許権の実施料収入を発明の技術区分ごとでみると、収入の8割以上を医薬関係などのライフサイエンス分野の特許が占めていることが分かります。特許出願や特許権の保有件数に占める割合は3割程度であるライフサイエンス分野の特許が、実施料収入においては大きな割合を占めていることがわかります。

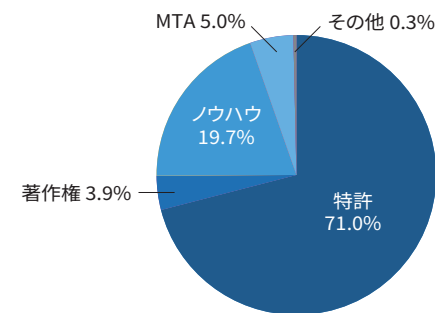
実施許諾等により得られた収入は、知的財産権の取得に要した経費を控除した額の4割を実施補償金として発明者に還元し、残りの額の半分を発明者が属していた部局に、もう半分を本部に分配しています。

※9 研究で得られた成果有体物（研究試料、あるいはマテリアル）の移転（すなわち提供）により得られた収入（いわゆるMTA（Material Transfer Agreement）による収入）も知的財産関連収入に含めています。

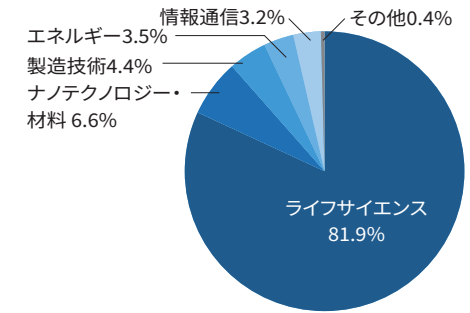
知的財産関連収入の推移



令和5年度の知的財産権収入の権利別内訳



令和5年度特許権実施料収入の技術区分別内訳



支出について

続いて、特許権の取得や維持に関する直接的な費用を見てみます。特許の取得に当たっては、出願書類を作成提出する費用や出願・審査手続を進める費用が必要となり、取得した特許を維持するためには特許（登録）料（いわゆる年金）をはじめとした費用が必要となります。単独出願やアカデミアとの共同出願については本学も費用を負担しており、大学が負担する特許出願手続に係る費用、特許維持管理に係る費用の総額は、昨年で約2.5億円でした。なお、民間企業との共同発明に関する特許出願に当たっては、本学は発明を自ら商品化・事業化する機関ではないことや、発明に対する大学側の知的貢献をご理解いただき、基本的には出願費用を共有相手方の民間企業側に負担いただいています。

外国で特許を取得する費用は、翻訳費や海外代理人の費用もかかるため、日本で取得する費用よりも高額となります。昨年、外国出願にかかる費用は日本出願にかかる費用の倍近くに達しました。今後も、外国への特許出願を通じた国際

的な権利確保の重要性は増す一方であり、予算をはじめとしたリソースの確保が課題といえます。

大学が知的財産権を保有する目的は、民間企業等による研究成果の事業化や社会実装を実現するためであり、必ずしも収入を得ることばかりではありません。しかしながら、知的財産により得られた収入は、発明者に対しては補償金として還元されるとともに、大学にも収入がもたらされます。そして、それを原資として新たな研究が行われて成果を生み出し、その成果をさらに社会へと還元するというサイクル、エコシステムにもつながるものです。

本学では、今後も本学の研究成果から生まれる知的財産を適切に権利として保護し、それらをもとに社会実装を積極的に展開し、その収益をさらなる研究につなげる取り組みを進めてまいります。

出願手続き・維持費用の推移

